【石狩市】端末整備・更新計画

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
① 児童生徒数（人）	4,369	4,309	4,219	4,124	4,005
② 予備機を含む 整備上限台数（台）		4,955			
③ 整備台数（台） （予備機除く）		4,309			
④ ③のうち 基金事業によるもの （台）		4,309			
⑤ 累積更新率（％）		100			
⑥ 予備機整備台数（台）		646			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの （台）		646			
⑧ 予備機整備率（％）	0	15	0	0	0

※①～⑧において未到来年度等にあっては推定値

（端末の整備・更新の考え方）

■現行の１人１台端末は令和２年度に4,600台を調達し、令和３年度より運用を開始しているが、バッテリーの消耗、故障率の増加、および、スペック不足など、ハード面・ソフト面双方での障害が増加している。
■令和７年度には耐用年数と言われる５年が経過することから、当該年度の児童生徒数に予備機15％を加えた4,955台を令和７年度に調達し、令和８年度より運用を開始する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

■対象台数：4,600台
■処分方法
　使用済端末のデータを確実に消去した上で、学校内での再利用について検討し、再利用が難しい場合は端末ごとに以下の処分を行う
・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託
・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託

■端末のデータの消去方法
・再利用が可能な端末　⇒　自治体の職員が行う
・再利用が不可能な端末　⇒　処分事業者へ委託する

■スケジュール（予定）
令和８年４月～５月　使用済み端末の回収、および再利用が可能な端末の仕分け
令和８年６月～７月　再利用が不可能な端末の処分方法を検討
令和８年８月　処分事業者 選定（端末導入業者に引き取り依頼をする）